

# 自衛隊による

## 豪軍の防護について

伊藤 秀二 陸自69

10月20日の産経新聞朝刊に「自衛隊豪軍防護へ」が一面トップ記事で掲載された。ネットニュースを見る限りではあるが、朝日・毎日もマスメディアとしての評価を付すことなく平坦と事実を報じた。

本記事は、中国の軍事的海洋進出に對し、自衛隊が平時から豪軍の艦艇や航空機等の防護を可能にするための調整を始めることに、日豪の国防大臣が合意したというものであり、太平洋地域における安全保障環境の変化を色濃く印象づけるものであろう。

では、国民はこの記事を見てどのような感想を抱いたのであろうか。率直に申し上げて誤解した国民も多いのではないかと懸念している。すなわち、国民は、自衛隊が軍事行動を執り武力行使して豪軍を防護すると誤解してはいないだろうかと小生は危惧するのである。マスメディアにはこの種報道に当たっては国民に正しく伝わるように丁寧を実施してほしいと常日頃から願っている。

自衛隊が豪軍を防護する法的根拠

は、平成27年秋の安保国会において自衛隊法に付け加えられた同法第95条2項（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器使用）であり、合衆国以外の軍隊であつてもわが国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く）をしている場合に、当該国からの要請があり、防衛大臣が認可すれば、自衛官（自衛隊ではない）が艦艇や航空機等を護ることができるといふものであるが、ここで重要なことは、いかなる場合も「警察権の行使」であり、軍事行動である「武力の行使」ではないことである。憲法9条の箝（けん）ががちりと掛かっているのである（主語が自衛隊ではなく自衛官なのは、隊法第95条が警職法を準用していることによる）。したがって、防護活動は、公共の秩序維持を目的とした警察行動であり、防護行動に当たる自衛隊は、警察比例の原則に基づき行動しなければならぬのである。よって、申すまでもなく危害要件は「正当防衛・緊急避難」の場合のみであり、それ以外は相手に危害を与えることは許されないのである。

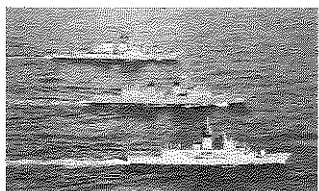
このことに加えて申し上げたいのは、この防護行動は、世界基準に照らせば本来平時と雖も軍事行動（武力行使）であるべきであり、日本のような

警察行動では防護レベルが極めて限定されるといふことを国民の皆さんにはよく理解してほしいのである。

### 日米豪共同訓練

編纂委員会

海上自衛隊は、10月19日から20日にかけて、南シナ海において米海軍及び豪海軍との共同訓練を実施しました。目的は、海自の戦術技量の向上と米海軍及び豪海軍との連携強化にあります。参加部隊は、海自は護衛艦「きりさめ」、米海軍駆逐艦「ジョン・S・マケイン」、豪海軍フリゲート艦「アラランタ」で、各種の戦術訓練を行いました。



手前から「アラランタ」、「きりさめ」、  
「ジョン・S・マケイン」

海自は、現在、南シナ海やインド洋海域で、日米・日豪・日米豪・日米豪印共同訓練を頻繁に実施しています。（出典：海上自衛隊HP）